

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 食糧管理法施行規則による登録変更届出期間
土地改良事業計画の縦覧
肥料の登録

告示

鳥取県告示第五百五十二号
食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）
第十八条第二項第五号の規定に基づき生活上消費者が昭和
三十年十二月一日をもつて登録変更するため市町村長に
届け出る期間を次のとおり定める。

昭和三十年十一月八日
鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十年十一月二十一日から
昭和三十年十一月二十二日まで

鳥取県告示第五百五十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第
一項の規定により、気高郡気高町大字宿江谷亀蔵外十四
人の者から宿土地改良区設立の認可の申請があつたので、
当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行
つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のよう
に縦覧に供する。

- 昭和三十年十一月八日
鳥取県知事 遠 藤 茂
- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写
 - 二 縦覧の期間
昭和三十年十一月九日から同年十一月二十八日まで
 - 三 縦覧の場所
気高郡気高町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百五十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十年十一月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	鳥取県 第二二五号	肥料の名称	成美梨配合	含有する主成分の最小量 (パーセント)	窒素全量 六・三 内アンモニウム性窒素 三・五 リン酸全量 三・〇 内可溶性リン酸 一・〇 内水溶性リン酸 一・一 加里全量 六・五 内水溶性加里 五・六	住 所	東伯郡 赤碕町出上 一五一ノ二	業 者 名	成美農業協同組合 組合長理事 高力勝美
------	--------------	-------	-------	------------------------	--	-----	-----------------------	-------	---------------------------

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取